みやき町わたしの提案・意見箱事業実施要綱

平成26年5月30日

告示第59号

(趣旨)

第1条　[この要綱](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#l000000000)は、町民から寄せられた自由な意見、提案を行政運営に積極的に反映させるとともに、町民及び町が、町民福祉の増進と地域社会の発展を目指して自治と協働によってまちづくりを進めるためにわたしの提案・意見箱を設置し、その運用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条　[次の各号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000022)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000022)に定めるところによる。

(1)　意見等　町民等が町に対して行う提案、要望その他投稿者の考え、主張等をいう。

(2)　町民等　意見を提出する意思を有する個人又は団体をいう。

(3)　各庁舎　みやき町庁舎、中原庁舎及び三根庁舎をいう。

(意見等の提出)

第3条　町民等は、次に掲げる方法により意見等を提出することができる。

(1)　わたしの提案・意見箱用紙(別記[様式](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#l000000000))又はわたしの提案・意見箱への投稿である旨を明示した任意の文書を、各庁舎に設置するわたしの提案・意見箱へ投かんする方法

(2)　町ホームページのインターネット版わたしの提案・意見箱から送信する方法

(3)　[第1号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000034)に規定する用紙又は文書を郵便、ファクシミリ、Eメール又は持参により提出する方法

2　町から意見等に対する回答を希望する町民等は、回答を希望することを明示のうえ、氏名(団体にあっては団体名及び代表者名)、住所(団体にあっては主たる所在地)、電話番号、Eメールアドレス等の連絡先等を記入するものとする。

(回答)

第4条　町は、意見等に対する調査及び検討結果を、当該意見等の提出者に電話、メール、文書、訪問等の方法により回答するものとする。ただし、[次の各号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000056)のいずれかに該当する意見等は、回答しないことができる。

(1)　連絡先等の記入のないもの又は連絡先等が虚偽のもの

(2)　個人又は団体を中傷する表現を含むもの

(3)　意見等の内容が事実に基づいたものでないもの

(4)　個人のプライバシーに関するもの

(5)　特定の個人又は団体の利益につながるもの

(6)　物品、サービス等の売り込みに関するもの

(7)　町が所管しない事項又は団体等に関するもの

2　回答は、総務課が収受してから2週間以内にするよう努めるものとする。

(公表)

第5条　町は、町民等が非公表を希望する場合を除き、意見等及びその回答を公表するものとする。ただし、[次の各号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000089)のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

(1)　同じ趣旨の意見等であって、その回答が既に公表されているとき。

(2)　意見等の内容が[前条第1項各号](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000056)に掲げるものであるとき。

(3)　意見等の内容が[第1条](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#e000000007)の目的に鑑み、公益性がないと認められるとき又は直接町政に関するものでないとき。

(4)　意見等の内容が軽易な問い合わせ等に関するものであるとき。

(5)　町長が公表について不適当と認めるとき。

2　公表は、各庁舎の回答専用掲示板に掲示し、本町ホームページで行うほか、広報紙に掲載するよう努めるものとする。

(事務処理)

第6条　わたしの提案・意見箱に係る事務については、総務課が所管する。

(その他)

第7条　この要綱に定めるもののほか、わたしの提案・意見箱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

[この告示](http://www.city.kyotango.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r025RG00001378.html#l000000000)は、平成26年6月1日から施行する。